

○御杖村「食」の自立支援事業(配食サービス)実施要綱

(令和 3 年 10 月 1 日告示第 104 号)

改正 令和 5 年 4 月 1 日告示第 70 号 令和 6 年 3 月 29 日告示第 34 号

(目的)

第 1 条 この告示は、村内に住所を有する在宅の高齢者世帯等に対し、「食」の自立支援事業(以下「配食サービス」という。)を実施することにより、当該高齢者の自立の支援、生活の質の向上及び社会的孤立の防止を目的とする。

(実施主体)

第 2 条 配食サービスの実施主体は、御杖村とする。ただし、村は、利用者、サービスの内容及び利用料の決定を除き、この事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる御杖村に事業所を有する民間事業者等(以下「受託者」という。)に委託できるものとする。

(事業の内容)

第 3 条 第 1 条の目的を達成するため、次条に規定する対象者に対し、食事を宅配の方法により提供し、併せて対象者の安否を確認し、必要に応じて関係機関へ連絡するものとする。

(利用対象者)

第 4 条 配食サービス利用対象者(以下「対象者」という。)は、村内に住所を有し、居住する者で、傷病等の理由により調理が困難で栄養改善が必要な単身高齢者及び高齢者世帯又はこれに準ずる世帯の者で、おおむね 65 歳以上の者とする。

(利用申請)

第 5 条 配食サービスを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、配食サービス利用申請書(様式第 1 号)及び承諾書(様式第 2 号)を村長に提出しなければならない。

(利用の決定及び通知)

第 6 条 村長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに配食サービスの必要性を検討し、利用の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、配食サービス利用決定(却下)通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

3 村長は、第 1 項の規定により利用を決定した者(以下「利用者」という。)については、配食サービス利用者登録台帳(様式第 4 号)に登録し、受託者に通知するものとする。

(実施回数等)

第 7 条 配食サービスの配達は、月曜日から金曜日までの 11 時 30 分から 12 時 30 分の間とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く。

2 配食サービスの実施回数は、原則として利用者 1 人当たり 1 週間に付き 5 食までとする。

(利用料)

第 8 条 利用者は、利用料として配食サービスのお弁当等に要した費用を村に支払うものとする。

(登録の取消し等)

第 9 条 村長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は配食サービスを停止することができる。

- (1) 利用者により、利用取消しの申出を受けたとき。
- (2) 虚偽の申請により登録の決定を受けたとき。
- (3) 第 4 条に規定する対象者でなくなったとき。
- (4) 利用者が 1 年以上この事業を利用しなかったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が不適當と認めたとき。

2 村長は、登録を取り消し又は停止したときは、配食サービス利用取消(停止)決定通知書(様式第 5 号)により、当該利用者に通知するとともに、受託者に通知するものとする。

(変更報告義務)

第 10 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに変更する内容を村長に報告しなければならない。

- (1) 住所(村内・村外)を変更したとき。
- (2) 入院又は施設に入所したとき。

(実地調査等)

第 11 条 村長は、業務の適正な実施を図るため、受託者が行う業務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずることができるものとする。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日告示第 70 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日告示第 34 号)

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。